

転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関する取扱い要綱

〔昭和 52 年 7 月 28 日  
52 川職給第 159 号〕

(趣旨)

- この要綱は、川崎市旅費支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 21 号。以下「旅費条例」という。）第 9 条の 2 及び第 16 条の規定に基づき、転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(移転料)

- 移転料は、赴任に伴う住居の移転に要する実費を支給する。

(着後手当)

- 着後手当は、赴任に伴う住居の移転について、旅費条例別表の日当の 5 日分及び宿泊料の 5 夜分に相当する額により支給する。ただし、旅行者が新在勤地に到着後直ちに川崎市公舎管理規則（昭和 41 年川崎市規則第 9 号）第 2 条に規定する公舎又は自宅に入る場合は、同表の日当の 2 日分及び宿泊料の 2 夜分に相当する額により支給する。

(扶養親族移転料)

- 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 年齢 12 歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手

当の 3 分の 2 に相当する額

　　イ　年齢 6 歳以上 12 歳未満の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

　　ウ　年齢 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、年齢 6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、赴任の際扶養親族を移転する場合又は赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅費について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることはできない。

(3) 第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(外国旅行の旅費)

5　外国旅行における旅費の額及び支給方法については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「改正前の旅費法」という。）第 31 条から第 40 条まで及び別表第 2 の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、改正前の旅費法第 32 条、第 33 条及び第 34 条の規定に基づき支給する額は、

それぞれの額の範囲内の実費額とする。

読み替える改正前の旅費法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第31条第1項	前章	川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号。第16条を除く。）
第32条第1号イ	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
第32条第1号ロ	6級以下の職務にある者	4級以下の職務にある者
第32条第4号	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
第33条第1号イ	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
	6級以下2級以上の職務にある者	4級以下の職務にある者
第33条第1号ロ	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
	6級以下の職務にある者	4級以下の職務にある者
第33条第1号ハ	内閣総理大臣等	市長・副市長
第33条第3号	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8級の職務にある者

	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
第34条第1項第1号イ	内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の7号俸又は6号俸の俸給月額の俸給を受ける者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するもの	市長・副市長
第34条第1項第1号ロ	指定職の職務にある者 7級以上の職務にある者 6級又は5級の職務にある者	8級の職務にある者 7級以下5級以上の職務にある者 4級以下の職務にある者
第34条第1項第1号ハ	6級以下の職務にある者	4級以下の職務にある者
第34条第1項第2号イ	内閣総理大臣等 指定職の職務 7級以上の職務にある者 6級又は5級の職務にある者	市長・副市長 8級の職務にある者 7級以下5級以上の職務にある者 4級以下の職務にある者
第34条第1項第2号ロ	6級以下の職務にある者	4級以下の職務にある者
第34条第1項第4号	内閣総理大臣等 指定職の職務にある者	市長・副市長 8級の職務にある者
別表第2の1の表	内閣総理大臣等 国務大臣等及び特命全権大使	市長

	その他の者	副市長
	指定職の職務にある者	8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
	6級以下3級以上の職務にある者	4級以下の職務にある者
別表第2の2の表	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務にある者	8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者
	6級以下4級以上の職務にある者	4級以下の職務にある者
別表第2の3の表	内閣総理大臣等	国務大臣等及び特命全権大使
		市長
	その他の者	副市長
	指定職の職務にある者	8級の職務にある者
	9級の職務にある者	7級の職務にある者
	8級又は7級の職務にある者	6級又は5級の職務にある者
	6級の職務にある者	4級以下の職務にある者

備考 この表の右欄の「何級」とは、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（1）による当該級をいい、同項に規定された他の給料表については、旅費条例別表の付表に定めるところによる。

#### （支度料）

6 前項の規定にかかわらず、同項において準用する改正前の旅費法第39条の規定に基づく支度料は、市長が特に必要と認める場合を除き、支給しないものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和52年7月28日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、昭和 54 年 4 月 13 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この改正要綱は、昭和 54 年 7 月 13 日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

〈参考〉扶養親族移転料早見表

区分	12歳以上	6歳以上 12歳未満	6歳未満
鉄道賃	全額	2分の1	(3人以上を随伴するときは、その2人を超える者1人ごとに2分の1)
車賃	全額	2分の1	—————
日当及び宿泊料	3分の2	3分の1	3分の1
着後手当	3分の2	3分の1	3分の1

備考 本表は、赴任する職員の旅費額を基準としたものである。